

令和4年度埼玉県立坂戸高等学校 PTA・後援会

臨時総会

日 時 令和4年12月10日(土) 受付 13:30～ 開会 14:00～
会 場 坂戸高校 体育館 / 会議室

司 会 PTA 副会長 【 松本 千絵 】

次 第

1 開会の言葉 PTA 副会長 【 杉本 久美子 】

2 挨拶 PTA 会長 【 藤本 隆行 】
後援会会長 【 長井 良憲 】
学 校 長 【 井上 正明 】

3 議 事

(1)第1号議案 「PTA 会則改訂について」 …… PTA 会長
①改訂の経緯
②新理事選出方法の変更
③PTA 役員数の減員
④専門委員会の統合
⑤今後の運用

(2)第2号議案 「冷暖房設備の更新について」 …… 本校事務長

4 閉会の言葉 PTA 副会長 【 片野 千春 】

1 改訂の経緯

コロナ禍以降、学校行事だけでなく P T A 活動の多くが中止や縮小を余儀なくされてきた。これを機に本校 P T A・後援会では、活動内容の見直し(スリム化)、P T A 組織の在り方について、深く検討してきた。脱コロナに向けて、今後は P T A 会員の誰もが、参加しやすい P T A 活動・組織を目指し、より良いものにしていくことが必要と考える。

2 新理事選出方法の変更

(令和4年度以前) 地区別選出 → (令和5年度以降) 仮クラス別選出

地区別活動が皆無になり(坂高 P T A バザー中止)、役員を地区編成する必要がない。そこで、「地区別選出」から「仮クラス別選出」に変更する。

* 仮クラスとは、入学許可候補者説明会時(入学前)のホームルーム指導時のクラスを指す

～ 選出の流れ ～

ア) 入学許可候補者説明会の仮クラスにて、各クラス4名役員候補者を選出する。

イ) 各クラスの4名×9クラス=計36名のうち、31名を役員候補者。残りの5名を補欠候補者とする。

ウ) 31名の役員候補者から、本部役員、専門委員会ごとに人数を割り振る。

3 P T A 役員数の減員(本部理事は補充する)

P T A 活動縮小に伴い、P T A 組織の縮小を図る。しかしながら、高 P 連関係の活動については、縮小の見込みはなく、コロナ以前の活動に戻つつある。そのため、本部理事は、研究発表会等の役員派遣行事に出張することが多く見込まれる。そこで、本部理事の負担軽減の為、本部理事は増員する。

	R4年度(今年)	R5年度	R6年度	R7年度以降
P 役員総数	112名	104名	100名	93名

4 専門委員会の合併 * 広報委員会は、単独のままとする。

(1) 1・2学年委員会+3学年委員会 → (新) 学年委員会

(2) 生徒指導委員会 + 進路指導委員会 → (新) 指導委員会

委員会活動の見直しとスリム化がなされた。役員数減と専門委員会の活動内容を鑑みて、上記の専門委員会を統合する。よって、次年度以降の専門委員会は、広報委員会、学年委員会、指導委員会の3つの委員会で編成される。

5 今後の運用について

令和4年12月10日(土) 臨時総会 → P T A 会則の一部改正

令和5年 1月 7日(土) 第4回 P T A 後援会「本部会・専門委員会」 → 新理事選出の企画・準備

3月17日(金) 入学許可候補者説明会 → 新理事選出

4月 1日(土)～ (新)P T A 会則の施行

第2号議案

冷房設備更新・追加に係る手続き進捗状況及び諸会費（冷房会計）

値上げの可能性について

令和5年6月稼働に向けて、冷房設備の更新、追加（理科第2講義室及び調理室）の手続きを進めているところです。

※更新・追加については令和4年5月28日のPTA・後援会総会で承認済み

1 手続きの進捗状況について

- ・ 設計業務終了（9月30日）
- ・ 工事の入札が終了（12月1日）
- ・ リース会社と契約予定（令和5年1月）

※13年間（156か月）のリース契約を締結予定

2 資金計画について

1回目の支払い（頭金に相当）を、PTA会計から250万円、後援会会計から850万円繰入れ、冷房会計から1,500万円（合計2,600万円）とする予定。

3 今後の冷房会計（値上げの可能性）について

現時点での積算では、値上げの必要はないが、リース会社との契約次第では、冷房会計の値上げの可能性はある。仮に値上げが必要だとしても令和6年度から（令和5年5月の総会で議案提出）とする。

（参考）過去5年の決算推移（PTA会計、後援会会計、冷房会計）

PTA決算推移

	令和4年度 (見込み)	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
収入総額	8,777,300	7,429,808	6,838,725	7,061,725	6,828,010	7,139,068
会費	3,784,800	3,829,500	3,864,000	3,936,000	3,862,500	3,877,500
繰越金	4,992,464	3,600,265	2,974,689	3,125,693	2,965,478	3,261,534
雑収入	36	43	36	32	32	34
支出総額	3,300,000	2,437,344	3,238,460	4,087,036	3,702,317	4,173,590
差引総額	5,477,300	4,992,464	3,600,265	2,974,689	3,125,693	2,965,478

*250万円をR5冷房更新の頭金とする。

後援会決算推移

	令和4年度 (見込み)	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
収入総額	40,431,700	38,613,337	29,153,678	31,838,898	32,053,112	32,364,346
会費	22,640,400	23,086,900	23,347,200	23,681,600	23,223,700	23,379,500
繰越金	17,791,154	15,468,879	5,806,344	8,149,191	8,829,275	8,984,715
雑収入	146	57,558	134	8,107	137	131
支出総額	25,000,000	20,822,183	13,684,789	26,032,554	23,903,921	23,535,071
差引総額	15,431,700	17,791,154	15,468,889	5,806,344	8,149,191	8,829,275

*850万円をR5冷房更新の頭金とする。

冷房会計決算推移

	令和4年度 (見込み)	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
収入総額	27,605,900	21,432,467	20,939,647	21,376,910	20,853,627	20,158,859
会費	11,916,000	12,151,000	12,288,000	12,464,000	12,226,000	12,302,000
繰越金	15,689,792	8,781,351	8,151,549	8,412,808	8,127,533	7,356,770
雑収入	108	500,116	500,098	500,102	500,094	500,089
支出総額	5,800,000	5,742,675	12,158,296	13,225,361	12,440,819	12,031,326
差引総額	21,805,900	15,689,792	8,781,351	8,151,549	8,412,808	8,127,533

*1,500万円をR5冷房更新の頭金とする。

埼玉県立坂戸高等学校「PTA会則」(案)

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は埼玉県立坂戸高等学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は学校と家庭の協力により、本校教育の充実振興を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校と家庭との連絡に関する事項
- (2) 教育上必要な調査、研究及び学校行事への協力に関する事項
- (3) 社会教育の向上、地方文化の振興に関する事項
- (4) 会員相互の修養、親睦を図るための事項
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事項

第3章 会 員

第4条 本会の会員は、本校生徒の保護者及び本校職員とする。

第4章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

会長は、本部理事の中から総会において選出する。会長は会を代表すると共に、会務を整理し、各種の会議を開き、その議長となる。

(2) 副会長 若干名(教頭を含む。)

副会長は、本部理事の中から総会において選出する。副会長は会長を補佐し、会長に不測の事態があるときは、これに代わる。

(3) 本部理事

1学年役員候補者の中から選出する。(立候補はこれを拒まない) 会長、副会長ともに本部会を構成し、本会の活動に必要な事項について、研究、立案審議する。

(4) 理事

1学年役員候補者の中から選出する。理事会を構成し、本会の活動に必要な事項につき、研究、立案審議する。

(5) 監事 若干名

監事は理事会において会員の中から推薦し、会計監査を行う。

(6) 幹事 若干名

幹事は会長が委嘱する。幹事は庶務会計の事務を処理する。

(7) 顧問 若干名

顧問は理事会において推薦する。顧問は会長の諮問に応える。

(8) 校内理事

校内理事は本校職員の中から別に選出する。

第6条 本部理事及び理事以外の役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、本部理事及び理事の任期は3年とする。

第5章 会議及び会務の処理

第7条 本会の会議は、総会、本部会、理事会、専門委員会とする。

第8条 総会は年1回開き、必要に応じ臨時総会を開くことができる。総会は出席者の過半数をもって可決する。総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の制定、改廃に関する事項
- (2) 予算、決算及び事業計画に関する事項
- (3) 理事の選出に関する事項
- (4) その他重要な事項

第9条 本部会はPTA会長・副会長・本部理事・各専門委員長・後援会で組織され、理事会はPTA会長をはじめとする、全理事と後援会で組織される。両会は必要に応じ随時開催し、次の事項につき企画・審議する。

- (1) 総会に提出する原案の作成
- (2) 予算案、決算案及びその他の立案の認定
- (3) 委任事項の決定(役員を選出を含む。)
- (4) その他必要な事項についての研究、企画、対外的事業への対応

第6章 専門委員会

第11条 本会は、第3条の事業を円滑に推進するため、次の専門委員会を置き、各委員会は、本部役員から選出された理事で構成する。

- (1) 広報委員会
- (2) 学年委員会
- (3) 指導委員会

第12条 各専門委員会の活動は、主に以下のとおりとする。

- (1) 広報委員会は、PTA・後援会の広報活動を行う。
- (2) 学年委員会は、生徒の望ましい自己実現を目指して必要な調査研究を行い、本校教育の充実に寄与する。
- (3) 指導委員会は、生徒指導分野と進路指導分野の活動がある。
 - ① 生徒指導分野では、学校と協力し、安心安全な教育環境の整備及び生徒の健全育成に寄与する。
 - ② 進路指導分野は、学校の進路指導に対する協力及び援助を行い、生徒の望ましい自己実現を目指して、進路指導の充実に寄与する。

第13条 専門委員会についての細則は、理事会でこれを別に定める。

第7章 会計

第14条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってこれに充てる。

第15条 会費は一家庭につき月額300円とする。ただし、授業料等の減免を受けている者は、会費を免除することができる。また、会員に特別の事由がある時は、会長は理事会の承認を得て、会費等を免除することができる。職員の会費は、月額250円とする。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 本会は次の諸帳簿類を備える。

- (1) 収入、支出簿
- (2) 記録
- (3) その他必要な書類

附 則

第18条 本会則は、昭和46年4月9日から施行する。

- (1) 昭和52年 5月30日 一部改正
- (2) 昭和54年 5月17日 一部改正
- (3) 昭和55年 5月 1日 一部改正
- (4) 昭和56年 5月19日 一部改正
- (5) 昭和59年 5月18日 一部改正
- (6) 平成 2年 5月19日 一部改正
- (7) 平成 4年 5月16日 一部改正
- (8) 平成 5年 5月22日 改正会則は、平成6年度入学生から適用する。
- (9) 平成16年 5月17日 一部改正
- (10) 平成17年 5月15日 一部改正 平成17年4月1日から適用する。
- (11) 平成20年 5月31日 一部改正 平成20年4月1日から適用する。
- (12) 平成21年 5月30日 一部改正 平成21年4月1日から適用する。
- (13) 平成22年 5月29日 一部改正 平成22年4月1日から適用する。
- (14) 平成28年 5月28日 一部改正 平成28年4月1日から適用する。
- (15) 平成29年 5月27日 一部改正 平成29年4月1日から適用する。
- (16) 令和3年度 5月29日 一部改正 令和4年4月1日から適用する。
- (17) 令和4年度 12月10日(臨時総会)一部改正 令和5年4月1日から適用する。

埼玉県立坂戸高等学校PTA「専門委員会細則」

- 1 PTA会則第13条に基づき、細則を次のとおり定める。

第1章 広報委員会

- 2 広報委員会は、PTAだよりの発行、その他必要な広報活動を行う。
- 3 広報委員会は、役員候補者の中から選出し、委員長は委員の互選による。委員長は、会議を召集し、その議長となる。

第2章 学年委員会

- 4 学年委員会は、該当学年の生徒に関する諸問題及び学年行事、その他必要事項について話し合い理解を深める。
- 5 学年委員会は、役員候補者の中から選出し、委員長は委員の互選による。委員長は、会議を召集し、その議長となる。

第3章 指導委員会

- 6 指導委員会は、教育環境の整備及び生徒の健全育成のために、必要事項について話し合い理解を深める。
- 7 指導委員会は、生徒の進路についての諸問題、その他必要事項について話し合い理解を深める。
- 8 指導委員会は、役員候補者の中から選出し、委員長は委員の互選による。委員長は、会議を召集し、その議長となる。

附 則

- 1 この細則は、昭和57年5月19日から実施する。
- 2 一部改正 平成 2年5月19日
- 3 一部改正 平成 9年5月17日
- 4 一部改正 平成28年5月28日
- 5 一部改正 平成29年5月27日
- 6 一部改正 令和 4年12月10日(臨時総会)

埼玉県立坂戸高等学校「後援会会則」

第1章 名称と事務所

第1条 本会は埼玉県立坂戸高等学校後援会と称し、事務所を同校内に置く。

第2章 目的と事業

第2条 本会は埼玉県立坂戸高等学校の教育の充実、振興に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 生徒奨学に対する協力
- (2) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 会員は本校生徒の保護者とする。
- (2) 特別会員は本会の趣旨に賛同する者で、総会の承認を得た者とする。

第4章 役員

第5条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 顧問 若干名

第6条 本会役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を整理し、各種の会議を開き、その議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会において予算案の審議、各種事業の企画等について協議する。
- (4) 幹事は常時学校と連絡をし、会務を処理する。
- (5) 監事は本会の会計を監査する。
- (6) 顧問は会長の諮問に応える。

第7条 本会の役員選出方法は次のとおりとする。

- (1) 副会長は、総会においてPTA会長を含む若干名を選出する。会長は、副会長による互選で選出し、PTA会長を兼ねないものとし、総会に報告するものとする。
- (2) 幹事は、会長が委嘱する。ただし、PTA幹事が兼ねるものとする。
- (3) 監事は、理事会において会員の中から推薦する。ただし、PTA監事が兼ねるものとする。
- (4) 顧問は、理事会において推薦する。

第8条 本会役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会議

第9条 本会に総会及び理事会を設ける。

第10条 総会は毎年1回開催し、予算、決算その他の議案について議決する。ただし、議案は、総会出席会員の過半数をもって可決する。必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第11条 理事会は必要に応じ随時開催して事業の執行について協議する。

第6章 会計

第12条 本会の経費は会費、その他の収入をもってこれに充てる。

第13条 会員は、生徒一人当たり月額1,900円とする。ただし、授業料等の減免を受けている者は、会費を免除することができる。また、会長は理事会の承認を得て、会費等を減免することができる。

2 前2項の規定にかかわらず、特別会員の会費は、徴収しない。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 附則

第15条 本会は次の帳簿類を備える。

- (1) 収入簿
- (2) 支出簿
- (3) 記録簿
- (4) 証票書類

第16条 本会に事務処理のため有給書記を置くことができる。

第17条 本会則は昭和46年4月30日から施行する。

- (1)昭和49年 4月 1日 一部改正
- (2)昭和52年 5月30日 一部改正
- (3)昭和55年 5月 1日 一部改正
- (4)昭和56年 5月19日 一部改正
- (5)昭和59年 5月18日 一部改正
- (6)平成 5年 5月22日 改正会則は、平成6年度入学生から適用する。
- (7)平成 7年 5月20日 一部改正
- (8)平成 8年 5月18日 施設拡充期成会解散に伴い、一部改正、平成9年度から適用する。
- (9)平成17年 5月15日 一部改正 平成17年4月1日から適用する。
- (10)平成20年5月31日 一部改正 平成20年4月1日から適用する。
- (11)平成22年5月29日 一部改正 平成22年4月1日から適用する。
- (12)平成29年5月27日 一部改正 平成29年4月1日から適用する。

PTA・後援会「会計規程」

- 第1条 この規程は、埼玉県立坂戸高等学校PTA後援会の会計に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 会長は本会の会計につき責任を負う。
- 第3条 本会の経理は総会で議決された予算に基づいて行わなければならない。
- 第4条 会長はPTA、後援会のそれぞれの総会の承認を得て、予算執行の権限の全部又は一部を校長に委任することができる。
- 第5条 本会の会計事務を処理するため会計幹事を置く。会計幹事は会長が委嘱する。会計幹事に学校職員を充てようとするときは、あらかじめ校長の承認を得て、会長がこれを委嘱し、予算執行事務及び現金出納事務を担当する。
- 第6条 予算執行事務は、歳入の調定、支出伺の作成その他予算の執行とし、現金出納事務は歳入調定書、支出伺に基づく現金の出納、資金の保管及び帳簿その他証票類の整理保存を含むものとする。
- 第7条 本会に次の帳簿を備える。
 (1) 予算書 (2) 現金出納簿 (3) 備品出納簿 (4) 図書台帳 (5) 会計徴収簿
- 第8条 会計幹事(現金出納事務担当者)は会費の納入を受けたときは、その都度関係帳簿に記帳整理し、領収書を相手方に交付しなければならない。会費以外の現金の出納に当たっては、あらかじめ会長の承認を受けるものとし、その収納手続きは前項と同様とする。
- 第9条 会計幹事(現金出納事務担当者)はその収納した現金を即日または翌日指定された金融機関に預入しなければならない。ただし、その現金が少額の場合は取りまとめて払い込むことができる。
- 第10条 預金通帳の名義は会長とする。ただし、会長の承認を得て校長とすることができる。
- 第11条 会長は現金出納簿と預金通帳を毎月1回検閲しなければならない。ただし、校長が代行することができる。
 2 前項の検閲を終了したときは現金出納簿に捺印するものとする。
 3 学校職員を会計幹事に充てる場合には、事務長は毎月1回以上帳簿の検閲を行うものとする。
- 第12条 会計幹事(現金出納事務担当者)は支払いに当たっては、支出伺に基づいて債務を確認した上、正当な請求により現金を支払い必ず領収書を徴しなければならない。ただし、口座振替等の方法により支払った債務については、銀行等の領収書をもって替えることができる。
- 第13条 会長は、年1回以上会計監査を受けなければならない。ただし、会計監査の求めがあった場合は随時監査を受けるものとする。

附 則

- 第14条 本規程は、昭和46年4月9日から施行する。ただし、後援会は4月30日から施行する。
 昭和59年5月18日 一部改正

埼玉県立坂戸高等学校PTA慶弔規程

項 目		金 額
弔 事	1 生徒	20,000円及び花環
	2 生徒の両親又は保護者	20,000円及び花環
	3 職員	20,000円及び花環
	4 職員の配偶者	10,000円及び花環
	5 職員の一親等	10,000円及び花環
そ の 他		災害、疾病などの場合は、その都度考慮する。

平成18年4月1日から施行する。

埼玉県立坂戸高等学校後援会大会派遣費支出規程

第1条 この規程は生徒の対外試合及びこれに準ずる文化的諸行事で、関東大会以上の公式大会に参加するために要する経費の支出基準を定めることを目的とする。

第2条 対象となる人員は、エントリー人数及び補助員とする。

第3条 経費補助の範囲は次のとおりとする。

(1) 一大会参加に必要な最少日数について、参加費・登録費・保険料等の所定の納入金、交通費(機材運搬費を含む)、宿泊費、激励費とする。

(2) 上記の金額の支出については、その都度審議する。

第4条 高体連・高文連以外の団体主催の場合は、その都度審議する。

第5条 請求手続きは所定の申込用紙に必要事項を記入し、校長に請求する。

第6条 この規程は平成12年5月19日から実施する。

附則

冷房費会計及び使用期間等について

1 冷房費会計の収入は次のとおりとする。

(1) 冷房費は、生徒1人当たり月額1,000円とし、授業料等の引き落としと合わせて徴収する。なお、授業料等の減免を受けている者は、会費を免除することができる。

(2) ただし、今後エネルギー単価が大幅に変動した場合は、冷房費の見直しをする。

(3) 設計監理費及び設置工事費の財源は、PTA会計及び後援会会計からの繰入金をもってこれに充てる。

2 冷房費会計の支出は次のとおりとする。

(1) 冷房機器リース料

(2) 冷房運転経費

(3) 維持管理費

(4) 設計監理費

(5) 設置工事費

3 冷房の使用期間等について

原則として、6月1日から9月30日までとする。ただし、校長が必要と認めるときは上記以外の期間においても使用することができる。

平成20年5月31日 施行

平成27年5月23日 一部改正 平成27年4月1日から適用する。